

棚田地域保全対策事業

○ 棚田地域保全対策事業とは

中山間・棚田地域の農地や土地改良施設等がもつ多面的機能の発揮や集落活動の活性化を図るため、都市交流を伴って行う農地等の利活用や保全整備を目的とする事業

【事業要件】

- ・主傾斜1/20以上の農地面積が地域内の全農地面積の1/2以上の地域でかつ、当該地域の活性化や継続的な保全活動が期待できる地域
- ・市町村が実施主体となって行う事業

○ 事業の内容は

◎地域外住民と行う棚田保全活動

- ・敷砂利、草刈り等の農道保全活動
 - ・水路補修や泥上げ等の水路保全活動
 - ・ため池の土砂上げ、取水施設補修、周辺整備等の水源保全活動
 - ・土留め、草刈り等の法面保全活動
 - ・上記の活動を実施するための計画策定や広報、交流支援人材育成等の準備活動
- ※ 安全管理や専門技術の必要性等から、地域外住民との共同活動に資材の調達や専門業者等への委託等が含まれている場合は委託等を含めた活動の全体を対象とすることができる。

【補助金交付額】

事業経費の1/2(千円未満切捨て)※ただし補助金交付額の上限は50万円とする。

○ 事業の活用例は

①ソフト事業例

- ・農道草刈ボランティア開催
- ・小中学校と連携した農道及び通学路景観整備
- ・ベンチフリューム設置ボランティア活動費(安全指導員費用等)
- ・U・Iターン人材及びボランティア募集パンフレット作成
- ・首都圏向けPRイベント実施

②ソフト事業＋ハード事業

- ・耕作放棄地への景観作物の植栽
- ・草刈りボランティア＋倒木処理(業者委託)
- ・小・中学校と連携した農道及び通学路への景観作物植栽活動
- ・水路清掃ボランティア募集＋ボランティア活動＋案内看板設置
- ・ため池周辺の景観作物植栽＋ため池補修(業者委託)＋安全柵設置
- ・農道砂利敷＋砂利資材調達＋棚田ボランティア団体(棚田サポーター等)活動費

お問い合わせ

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 新潟県農地部農村環境課中山間地域対策推進係
電話:025-280-5367 E-mail:ngt070050@pref.niigata.lg.jp